

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 公開草案「IFRS の年次改善 2014-2016 年サイクル」

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB から 2015 年 11 月 19 日に公表された公開草案「IFRS の年次改善 2014-2016 年サイクル」(コメント期限:2016 年 2 月 17 日) (以下「本公開草案」という。)の概要及びこれに対する当委員会の対応案について、2016 年 1 月 7 日に開催された IFRS 適用課題対応専門委員会においていただいたコメントを踏まえて作成したものであり、本日の委員会においてご意見をいただくことを目的としている。

## II. 概 要

2. 本公開草案は、次の相互に関連しない 3 つの論点を、IFRS の年次改善<sup>1</sup>として 1 つにまとめたものである。
  - (1) 論点 1: 初度適用企業のための短期的な免除の削除 (IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」(以下「IFRS 第 1 号」という。))の修正案)
  - (2) 論点 2: IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」(以下「IFRS 第 12 号」という。)の開示要求の範囲の明確化 (IFRS 第 12 号の修正案)
  - (3) 論点 3: 投資先を投資ごとに純損益を通じて公正価値で測定すること (IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS 第 28 号」という。))の修正案)
3. 本公開草案では、各論点に関連して、次の 2 つの質問がなされている。
  - (1) 本公開草案に示したように基準を修正するという提案に同意するか。反対の場合、その理由は何か、どのような代替案を提案するか。
  - (2) 本公開草案に示されている経過措置の提案に同意するか。反対の場合、その理由は何か、どのような代替案を提案するか。

---

<sup>1</sup> 年次改善は、基準又は解釈指針の修正案のうち、十分に軽微であるか又は範囲が狭いことから、修正が関連しないものであっても、まとめて 1 つのパッケージで公開されるものである (IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」6.10 項及び 6.11 項)。

### III. 論点 1：初度適用企業のための短期的な免除の削除

#### 本公開草案における提案

##### (提案の概要)

4. 本公開草案においては、IFRS 第 1 号に定められている次の短期的な免除を削除することが提案されている。

##### 金融商品に関する開示

E3 項 初度適用企業は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の第 44G 項の経過措置を適用することができる。（事務局注：本免除措置は、2010 年 12 月 31 日以降に終了する年度以降、適用されないとされている。）

E4 項 初度適用企業は、IFRS 第 7 号の第 44M 項の経過措置を適用することができる。（事務局注：本免除措置は、2013 年 6 月 30 日以降に終了する年度以降、適用されないとされている。）

E4A 項 初度適用企業は、IFRS 第 7 号の第 44AA 項における経過措置を適用することができる。（事務局注：本免除措置は、2017 年 12 月 31 日以降に終了する年度以降、適用されないとされている。）

##### 従業員給付

E5 項 初度適用企業は、IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）の第 173 項(b)の経過措置を適用することができる。（事務局注：本免除措置は、2015 年 12 月 31 日以降に終了する年度以降、適用されないとされている。）

##### 投資企業

E6 項 親会社である初度適用企業は、自らが投資企業なのかどうかを、IFRS 移行日現在で存在している事実及び状況に基づいて評価しなければならない。

E7 項 投資企業である初度適用企業は、最初の IFRS 財務諸表が 2014 年 12 月 31 日以前に終了する事業年度に係るものである場合には、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）の C3C 項から C3D 項及び IAS 第 27 号の第 18C 項から第 18G 項の経過措置を適用することができる。（事務局注：本免除措置は、2014 年 12 月 31 日以降に終了する年度以降、適用されないとされている。）

##### (提案の理由)

5. IFRS 第 1 号 E3 項、E4 項、E4A 項、E5 項及び E7 項の削除が提案されているのは、これらの短期的な免除が既に適用できない（又は近い将来に適用できなくなる）ためである（本公開草案 BC1 項）。

6. また、IFRS 第 1 号 E6 項の削除が提案されているのは、自らが投資企業であるかどうかの評価を IFRS 移行日より前の時点で行ったとしても、投資企業は投資を IFRS 移行日現在の公正価値で測定し修正を利益剰余金期首残高に対して認識することとなり、財務情報に与える影響は変わらないため、短期的な免除は不要と考えられたからである（本公開草案 BC2 項）。

### 当委員会事務局による分析

#### （既に適用できない又は近い将来に適用できなくなる短期的な免除）

7. 本資料第 5 項に記載したように、本公開草案において削除が提案されている短期的な免除は既に適用できないか近い将来に適用できなくなる。したがって、これらを削除することの影響はないと考えられる。

#### （投資企業に該当するかどうかを判断する日）

8. 本資料第 6 項に記載したように、IFRS 第 1 号 E6 項を削除しても、IFRS 移行日において投資企業に該当する企業の財務情報に対する影響はない。
9. また、IFRS 移行日において投資企業ではないが過去において投資企業であった場合についても、企業が投資企業でなくなった日をみなし取得日とするとともに、当該みなし取得日における子会社の公正価値を移転したみなし対価としてのれんの計上額等を測定するものとされている（IFRS 第 10 号 B100 項）。このため、投資企業に関する要求事項が数期間適用されてきたことを踏まえると、投資企業であった当時の公正価値情報は入手可能であろうと考えられることから、比較情報に対する遡及適用についても可能と考えられる。

### コメントの方向性（案）

10. 本資料第 7 項から第 9 項の分析を踏まえ、本論点について同意することとしてはどうか。

## IV. 論点 2 : IFRS 第 12 号の開示要求の範囲の明確化

### 本公開草案における提案

#### (提案の概要)

11. 本公開草案においては、IFRS 第 12 号を修正し、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続企業」に従って売却目的保有（本資料では、以下、所有者への分配目的保有を含む。）に分類される子会社、共同支配企業及び関連会社（以下では「子会社等」という。）に対し、IFRS 第 12 号の開示要求が適用される（ただし、明示的に除外されている IFRS 第 12 号 B10 項から B16 項を除く）ことを明確化するため、次の項（IFRS 第 12 号 5A 項）を追加することが提案されている。

#### IFRS 第 12 号第 5A 項

本基準における要求事項は、B10 項から B16 項の要求事項を除き、第 5 項に列挙された企業の関与のうち、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有、所有者としての立場にある所有者への分配目的の保有（所有者分配目的保有）、又は非継続事業に分類されたものにも適用される。

#### (提案の理由)

12. IFRS 第 5 号第 5B 項では、IFRS 第 5 号の測定<sup>1</sup>の要求事項の範囲に含まれる資産については、他の IFRS が売却目的保有に分類された資産又は非継続事業に関する具体的な開示を要求していない限り、他の IFRS の開示要求は適用されないとされている。

#### IFRS 第 5 号第 5B 項

本基準は、売却目的保有に分類された非流動資産（若しくは処分グループ）又は非継続事業について要求される開示を特定している。他の IFRS における開示は、当該 IFRS が次のいずれかを求めている場合を除き、このような資産（又は処分グループ）には適用されない。

- (a) 売却目的保有に分類された非流動資産（若しくは処分グループ）又は非継続事業に関する具体的な開示
- (b) IFRS 第 5 号の測定<sup>1</sup>の要求事項の範囲に含まれない処分グループの中の資産及び負債の測定に関する開示（このような開示が財務諸表の他の注記ですでに提供されていない場合）
13. この点、IFRS 第 12 号 B17 項では、子会社等が IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類されている場合、IFRS 第 12 号 B10 項から B16 項に従った要約財務情報の開示要求を適用する必要がない旨を定めているが、売却目的保有に分類されている子会社等への持分についての具体的な開示は要求されていない。

IFRS 第 12 号 B17 項

子会社、共同支配企業又は関連会社に対する企業の持分（又は共同支配企業若しくは関連会社に対する持分の一部）が、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類されている場合には、企業は、当該子会社、共同支配企業又は関連会社について、B10 項から B16 項に従った要約財務情報の開示は要求されない。

14. IASB は、IFRS 第 5 号第 5B 項及び IFRS 第 12 号 B17 項の相互関係に鑑み、売却目的保有に分類された子会社等に IFRS 第 12 号の開示要求を適用すべきかどうかが不明確となっていると判断した（本公開草案 BC1 項と BC2 項）。
15. しかし、IASB は、IFRS 第 12 号の意図は、売却目的保有に分類された子会社等に IFRS 第 12 号の開示要求のすべてを免除するものではなかったと判断した（本公開草案 BC3 項）。さらに、IASB は、次の理由から、売却目的保有に分類された子会社等についても、IFRS 第 12 号の開示目的は同様に関連性があると判断した（本公開草案 BC4 項）。
- (1) 企業は、売却目的保有に分類された子会社等についても、それらへの関与に関連するリスクに引き続きさらされること
- (2) 売却目的保有に分類された子会社等についても、子会社等への関与が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響は存在すること
16. したがって、本公開草案において、本資料第 11 項に記載した明確化を提案している。

**（経過措置）**

17. 特段の経過措置はなく遡及適用される（本公開草案により追加される IFRS 第 12 号 C1D 項）。結論の根拠にはこの点の説明はないが、2015 年 7 月開催の IASB 会議におけるスタッフ分析によると、次の 2 点が記載されている<sup>2</sup>。
- (1) 売却目的保有に分類された子会社等について開示するための情報は既に保有していると考えられる。子会社等が売却目的保有に分類されるまでは IFRS 第 12 号に従った開示が行われていた。
- (2) 本公開草案による修正は、新たな開示要求を定めるものではなく、明確化である。

**当委員会事務局による分析**  
**（開示要求の範囲の明確化）**

18. IASB が IFRS 第 12 号 B17 項を設けた際に、売却目的保有に分類された子会社等につい

<sup>2</sup> 2015 年 7 月 IASB アジェンダ・ペーパー12D 第 24 項

て、IFRS 第 12 号の開示要求のすべてを免除する意図はなかった（本資料第 15 項）という点は理解できる。また、短期的には、本公開草案における提案のように明確化を行うことが IASB として現実的な対応ではないかという見解も聞かれる。

19. しかし、次の理由から、売却目的保有に分類された子会社等について、IFRS 第 12 号の開示要求のすべてを、IFRS 第 5 号の要求事項に加えて適用することが有用とは考えられず、それが当初の IASB の意図であったとも言えないと考えられる。
  - (1) 売却目的保有に分類された子会社等は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い額で測定され、評価減があれば減損損失として認識される（IFRS 第 5 号第 15 項、第 15A 項、第 20 項）。また、売却目的保有に分類された子会社等についての説明、売却に至った事実や状況、予想される売却の方法や時期等について開示が要求されている（IFRS 第 5 号第 41 項）。
  - (2) IFRS 第 5 号における測定及び開示の要求事項に鑑みれば、売却目的保有に分類された子会社等に IFRS 第 12 号の開示要求を適用すると、重複した開示を要求することになる。
  - (3) IFRS 第 12 号が新設される以前は、売却目的保有に分類された子会社等に IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」や IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」の開示要求は適用されていなかった。IFRS 第 12 号を新設する際に、IFRS 第 5 号と重複した開示を要求することを議論していない。
  - (4) IFRS 第 12 号以外の基準において、売却目的保有に分類された非流動資産について開示を要求する場合には、適用する具体的な開示要求を絞り込んでいる。
20. したがって、追加的な作業が必要となるとしても、年次改善によるプロセスを通じて要求事項の修正を行うのであれば、IFRS 第 12 号の開示要求について、IFRS 第 5 号の要求事項に追加して開示することが必要かどうかを個々に検討した上で、売却目的保有に分類された子会社等に関する具体的な開示要求を定めることが必要と考えられる。
21. この点、IFRS 第 12 号の開示要求について網羅的に検討を行った訳ではないが、具体的には、次のように考えられる。
  - (1) 売却目的保有に分類された子会社又は関連会社については、支配又は重要な影響力を有していることから、いったん連結した上で又は持分法を適用した上で IFRS 第 5 号に従って区分表示されている。したがって、例えば次の開示要求については、売却目的保有に分類された子会社等に関しても有用である可能性がある。
    - ① 投資先に対する支配又は重要な影響力を有していることの判断に関する開示

要求（IFRS 第 12 号第 7 項）：支配又は重要な影響力を有していない投資と異なる会計処理が行われている根拠についての情報であるから、他の子会社又は関連会社と同様に有用性があると考えられる。

- ② 子会社等の財務諸表の日付又は期間が連結財務諸表と異なる場合の開示要求（IFRS 第 12 号第 11 項、第 22 項(b)）：連結財務諸表に反映されている数値の基礎となっている財務諸表の日付又は期間に関する情報であるから、他の子会社又は関連会社と同様に有用性があると考えられる。

(2) 他方、売却目的保有に分類された非流動資産については、IFRS 第 5 号第 41 項(a)及び(b)に従った、その内容、売却又は処分予定に至った事実及び状況、当該処分予想される方法及び時期の説明が要求される。当該開示を考慮すると、IFRS 第 12 号第 12 項に従った、重要な非支配持分がある子会社の名称や主要な事業場所等の情報や、IFRS 第 12 号第 21 項(a)に従った、重要な共同支配の取決め及び関連会社の名称、関係の内容等の情報の有用性は高くないと考えられる。

(3) また、売却目的保有に分類された子会社又は関連会社は、IFRS 第 5 号に従って、報告期間の末日における帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定されていることから、例えば次の開示要求については、売却目的保有に分類された子会社等に関して有用性が高いとは考えにくい。

- ① 子会社に対する支配の喪失に伴う利得又は損失に係る開示要求（IFRS 第 12 号第 19 項）：子会社に対する支配を喪失した時点では重要な利得又は損失が生じることが想定されない。
- ② 重要性のある関連会社に対する投資が持分法と公正価値のいずれで測定されるかの開示要求（IFRS 第 12 号第 21 項(b) (i)）：IFRS 第 5 号に従って、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額での測定が強制されている。

### （経過措置）

22. 本公開草案の修正は開示要求のみに関するものであり、遡及適用は比較情報として開示される期間の注記にのみ影響する。このため、前項に記載したとおり、本公開草案の提案には同意しないが、特段の経過措置が設けられていない点については反対する点はないものと考えられる。

### コメントの方向性（案）

23. 本資料第 18 項から第 22 項までの分析を踏まえ、本論点について、次のコメントをし

てはどうか。

(1) 次の理由から、IFRS 第 12 号の修正提案に同意しない。

- ① 売却目的保有に分類された子会社等に関する IFRS 第 5 号の測定及び開示の要求を考慮すると、IFRS 第 12 号の開示要求は、多くの場合、それらの子会社等については重複した開示になること
- ② IFRS 第 12 号が開発される前において、旧 IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」や旧 IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」は、売却目的保有に分類された子会社等について具体的な開示を要求していなかった。IASB が IFRS 第 12 号を開発する際に、IFRS 第 5 号の開示要求に加えて、売却目的保有に分類された子会社等に追加的な開示を要求することを明示的に議論していないこと
- ③ したがって、IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類された子会社等について、他の子会社等と同じく IFRS 第 12 号のすべての開示要求を適用することが、IFRS 第 12 号を開発するにあたっての IASB の意図であったとは必ずしも考えられないこと
- ④ 現行の基準においては一般的に、IFRS 第 5 号の範囲に含まれる非流動資産について開示を要求する場合、適用する開示要求をより具体的に絞り込んでいる。売却目的保有に分類された子会社等に適用されるべき開示を要求する場合、広範な開示を要求するのではなく、現行の基準と整合的に絞り込みを行うことが適切であること

(2) したがって、IFRS 第 12 号の開示要求についても、IFRS 第 5 号の測定及び開示の要求事項に追加して開示することが必要かどうかを個々に検討した上で、売却目的保有に分類された子会社等に関する具体的な開示要求を定めることが必要と考えられる。その際、例えば、次の点について留意する必要があると考えられる。

- ① 投資先に対する支配又は重要な影響力を有していることの判断に関する開示要求（IFRS 第 12 号第 7 項）や子会社等の財務諸表の日付又は期間が連結財務諸表と異なる場合の開示要求（IFRS 第 12 号第 11 項、第 22 項(b)）は、売却目的保有に分類された子会社等についても有用である可能性がある。
- ② 他方、重要な非支配持分がある子会社、重要な共同支配の取決め及び重要な関連会社の名称や関係の内容等の説明（IFRS 第 12 号第 12 項、第 21 項(a)）、子会社に対する支配の喪失に伴う利得又は損失に係る開示要求（IFRS 第 12 号第 19 項）や関連会社に対する投資が持分法と公正価値のいずれで測定されるかの開示要求（IFRS 第 12 号第 21 項(b) (i)）は、売却目的保有に分類され



た子会社等については必ずしも有用とは考えられない。

## V. 論点 3：投資先を投資ごとに純損益を通じて公正価値で測定すること

### 本公開草案における提案

#### (提案の概要)

24. 本公開草案においては、IAS 第 28 号第 18 項及び第 36A 項で認められている選択は、すべての投資を通じて首尾一貫して適用すべきものではなく、投資ごとに適用できることを明確化することが提案されている。

#### IAS 第 28 号第 18 項への修正案（下線部を追加）

関連会社又は共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）である企業に保有されているか、又は当該企業を通じて間接的に保有されている場合には、企業は、当該関連会社及び共同支配企業に対する投資を、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値 (FV-PL) で測定することを選択できる。この選択は、関連会社又は共同支配企業に対する投資のそれぞれについて、各投資の当初認識時に、投資ごとに行われる。

#### IAS 第 28 号第 36A 項への修正案（下線部を追加）

第 36 項の要求にかかわらず、自身が投資企業ではない企業が、投資企業である関連会社又は共同支配企業に対する持分を有している場合には、当該企業は、持分法を適用する際に、その投資企業である関連会社又は共同支配企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持することができる。この選択は、投資企業である関連会社又は共同支配企業のそれぞれについて、次のいずれか遅い時点で、別個に行われる。(i) 投資企業である関連会社又は共同支配企業の当初認識時、(ii) 関連会社又は共同支配企業が投資企業となった時点、(iii) 投資企業である関連会社又は共同支配企業が最初に親会社となった時点。

#### (提案の理由)

##### 純損益を通じて公正価値で測定する選択

25. 2003 年に改訂された IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」（以下「旧 IAS 第 28 号」という。）において、関連会社を FV-PL で測定する選択肢が導入された。旧 IAS 第 28 号では「当初認識時に」との表現が用いられており、当該選択肢を（会計方針としてではなく）投資ごとに選択できると解釈されていた（本公開草案 BC3 項）。

#### 旧 IAS 第 28 号第 1 項

本基準は、関連会社に対する投資の会計処理に適用しなければならない。ただし、次の者が保有する関連会社に対する投資には適用しない。

- (a) ベンチャー・キャピタル企業、又は

- (b) ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び投資連動保険ファンドを含むその他類似の企業で、  
当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定することを指定されている、又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従って売買目的保有として分類され、会計処理されるもの。当該投資は IAS 第 39 号に従って、公正価値の変動が生じた期間に公正価値の変動を純損益に認識することにより公正価値で測定しなければならない。
26. その後、2011 年に改訂された IAS 第 28 号では、「当初認識時に」の表現はなくなり、範囲からの除外ではなく本文において「企業は…選択できる」と定められた。このため、FV-PL で測定することは会計方針であって、首尾一貫して選択することが要求されると解釈され得るようになった（本公開草案 BC4 項）。
27. しかし、IASB は、2011 年の IAS 第 28 号の改訂にあたってこの要求事項を変更する議論はなかったことから、これは意図しなかった帰結であるとした（本公開草案 BC5 項）。その点を明確化するために、本資料第 25 項に記載した修正が提案されている。

#### **投資企業である関連会社等による子会社の公正価値測定を維持する選択**

28. 2014 年に公表された「投資企業：連結の例外の適用」により追加された IAS 第 28 号第 36A 項においても、同様の選択肢（非投資企業が投資企業である関連会社等を保有している場合、当該非投資企業は、投資企業である関連会社等による子会社の公正価値測定を維持することを選択できる）が存在する。IASB は、この選択についても、IAS 第 28 号第 18 項と同じく、首尾一貫して選択することが要求されるものではないことを明確化する必要があるとし、本資料第 25 項に記載した修正が提案されている。
29. なお、本公開草案の結論の根拠にはこれ以上の説明はないが、2015 年 1 月開催の IASB 会議に提示されたペーパーにおけるスタッフ分析<sup>3</sup>によると、IAS 第 28 号第 36A 項の選択肢が導入された理由は、投資企業である関連会社等が行った公正価値測定を取り消して改めて持分法を適用することに伴う実務上の困難さやコストであり、そのような困難さやコストがない場合にも首尾一貫して公正価値測定を維持することを要求する必要がない点に言及されている。

#### **（経過措置）**

30. 特段の経過措置はなく遡及適用される（本公開草案により追加される IAS 第 28 号第 45E 項）。結論の根拠にはこの点の説明はないが、2015 年 1 月開催の IASB 会議におけるスタッフ分析によると、次の 3 点が理由として記載されている<sup>4</sup>。

(1) 持分法適用から公正価値測定への変更は測定基礎の変更となり、会計方針の変更

<sup>3</sup> 2015 年 1 月 IASB アジェンダ・ペーパー12D 第 17 項から第 22 項

<sup>4</sup> 2015 年 1 月 IASB アジェンダ・ペーパー12D 第 23 項から第 25 項

に該当する。

- (2) IAS 第 28 号第 18 項の修正を遡及適用することは負担が大きくない。当該選択肢はベンチャー・キャピタル企業等の限定された企業にのみ認められたものであり、公正価値情報は入手可能と考えられるからである。このスタッフ分析では、遡及適用により過去の選択を見直すことが前提とされている。
- (3) IAS 第 28 号第 36A 項の修正については、第 36A 項の追加自体が遡及適用される(発効日は 2016 年 1 月 1 日)。

### 当委員会事務局による分析 (投資ごとの選択)

31. IAS 第 28 号第 18 項の適用対象であるベンチャー・キャピタル等が保有する関連会社等に対する投資も、IAS 第 28 号第 36A 項の適用対象である非投資企業が保有する投資企業である関連会社等に対する投資も、その投資目的や情報の入手可能性は一律ではなく、すべてに持分法を適用すること、又は、すべてを FV-PL で測定することが投資の性質を反映することにならない。
32. この点、保有目的や情報の入手可能性に応じて投資をグルーピングし、グループごとに首尾一貫して適用することを要求することも考えられるが、IAS 第 28 号第 18 項について過去の改訂前から投資ごとの選択が認められていたことや、IAS 第 28 号第 36A 項に係る議論を踏まえると、公開草案の提案のとおり、当初認識時において投資ごとの選択とすることにも合理性がある。
33. したがって、本公開草案における提案について同意することが考えられる。

### (経過措置)

34. 従来から投資ごとに選択できると解釈していた企業については、会計処理の変更は想定されないことから、本公開草案の修正に経過措置を設ける必要はない。
35. 従来は一律に選択しなければならないと解釈していた企業については、本公開草案の修正により、個々の投資又は投資企業である関連会社ごとの保有目的や情報の入手可能性を反映した選択が可能となり、より有用な情報が提供される可能性がある。一方、過去の選択を遡って見直すことを認める場合、重要な事後的判断を伴うこととなる懸念もあると考えられる。このため、提案されている基準の修正を将来に向けて適用するとしつつ、基準の修正を初めて適用する報告期間の期首において選択を見直すことを認めることが考えられる。

### コメントの方向性 (案)

36. 本資料第 31 項から第 35 項の分析を踏まえ、本論点について、次のコメントをしてはどうか。

- (1) 本公開草案において IAS 第 28 号の修正について遡及適用が提案されている点に同意しない。
- (2) 提案されている IAS 第 28 号第 18 項及び第 36A 項に従って遡及適用を行う場合、過去の選択を過去に遡って見直すことを認めることになるが、これには重大な事後的判断を伴うことが予想される。このため、提案されている IAS 第 28 号への修正を将来に向けて適用するとしつつ、当該修正を初めて適用する報告期間の期首において選択を行うことを認めることが考えられる。

## VI. 当委員会の対応（案）

37. 論点1から論点3に関する上記の分析を踏まえ、本公開草案の提案に対して、別添のコメント・レターを提出することとしてはどうか。

### ディスカッション・ポイント

論点1から論点3に関する本公開草案の提案に対するコメントの方向性（案）及びコメントレター（案）について、ご質問やご意見があれば、お伺いしたい。

以 上